

健全化判断比率及び資金不足比率

5 監 査 第 2 号
令和5年8月22日

安城市長 三 星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、安城市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

1 健全化判断比率

指 標	令和4年度		(参考) 令和3年度	
	健全化判断比率 %	早期健全化基準 %	健全化判断比率 %	早期健全化基準 %
実質赤字比率	—	11.39	—	11.42
連結実質赤字比率	—	16.39	—	16.42
実質公債費比率	0.4	25.0	0.4	25.0
将来負担比率	—	350.0	—	350.0

2 資金不足比率

会 計	令和4年度		(参考) 令和3年度	
	資金不足比率 %	経営健全化基準 %	資金不足比率 %	経営健全化基準 %
水道事業会計	—	20.0	—	20.0
下水道事業会計	—		—	
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業特別会計	—		—	

(注) 比率が「0」又は負の値である場合は、「—」で表示した。